（群馬県警察本部長）警視監　富田　邦敏
（長野県警察本部長）同　山崎　晃義
（徳島県警察本部長）警視長　児嶋　秀平
（警視庁公安部長）警視監　永井　達也
警察庁長官官房付を命ずる（各通）
（警察庁長官官房審議官（警備局・２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当））同　塩川　実喜夫
（警察庁長官官房付）同　永井　達也
内閣官房に出向させる（各通）
（同）同　山崎　晃義
財務省に出向させる
（同）警視長　児嶋　秀平
経済産業省に出向させる
（警視庁生活安全部長）同　藤本　隆史
警視監に任命する
警察庁長官官房人事課長を命ずる
（熊本県警察本部長）同　田中　勝也
警視監に任命する
警察庁生活安全局生活安全企画課長を命ずる
（警察庁警備局警備企画課画像情報分析室長）同　小西　康弘
警察庁生活安全局少年課長を命ずる
（警察庁長官官房総務課広報室長）同　逢阪　貴士
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長を命ずる
（京都府警察本部警務部長）同　津田　隆好
警察庁生活安全局生活経済対策管理官を命ずる
（警察庁長官官房政策評価審議官（生活安全局担当））警視監　河合　取扱を命ずる
警察庁生活安全局生活経済対策管理官事務
（埼玉県警察本部警務部長）警視長　郷治　知道
警察庁交通局運転免許課長を命ずる
（兵庫県警察本部警務部長）同　野井　祐一
警察大学校刑事教養部長兼教授を命ずる
（環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室長）環境技官　藤塚　哲朗
警視長に任命する
近畿管区警察局広域調整部長を命ずる（以上八月七日）

金融庁

神田　潤一
内閣府事務官に任命する
総務企画局総務課企画官を命ずる（八月二十四日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、八月二十五日ウルグアイ国の独立記念日につき、同月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、和歌山労働局の関係労働者を代表する者鳴本佳和の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年８月26日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、和歌山労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成27年９月７日

４　推薦書及び添付書類提出先　和歌山労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

近畿地方交通審議会は、神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第１号）、神戸海上旅客運送業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第２号）、神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第３号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に神戸運輸監理部海事振興部船員労政課「郵便番号650―0042兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　神戸運輸監理部の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　鋼製はしけ

④　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

平成27年８月26日

近畿地方交通審議会会長　尾崎　　裕

沖縄地方交通審議会は、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第３号）、沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第４号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に沖縄総合事務局運輸部船舶船員課「郵便番号900―0006沖縄県那覇市おもろまち二丁目１番１号」あて提出されたい。